

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 インターネットの回線契約でのトラブルが急増
- 2 注文した覚えのない荷物が届いた？！

■ インターネットの回線契約でのトラブルが急増

インターネットの回線契約での電話勧誘に関するトラブルが増えています。電話で承諾しただけで、契約は成立します。曖昧な返事はせず、内容をよく確認してから契約しましょう。

〈事例1〉「利用料金が安くなる」と電話で勧められて光回線を契約したが、断りたい。工事日はまだ決まっていないが、業者から「クーリングオフはできない」と言われた。

【アドバイス】

- 電気通信関係の契約にクーリングオフの適用はありません。
- 回線工事日の前であれば解約に応じる業者もありますが、一方的に解約することはできません。
- 内容がよく分からないまま承諾したりせず、契約前に書面の交付を求め、料金などについて正確に理解しましょう。書面の交付を拒む業者とは契約しないようにしましょう。

〈事例2〉大手電話会社を名乗り、プロバイダーの変更を勧めてきた。了承し、電話で指示されたとおりにパソコンを設定した。契約したつもりはないが、後日、登録通知書が届いた。

【アドバイス】

- 大手電話会社の関連事業者かどうかについては、該当する会社に直接問い合わせ確認することができます。
- よくわからないまま遠隔操作でプロバイダーの設定をしてもらうことはやめましょう。「頼んでもいないオプションサービスを契約させられていた」などのトラブルも起きています。
- その場で契約せず、契約内容を十分に理解し、自身の環境や目的と照らし合わせ、必要なければきっぱりと断りましょう。

■ 注文した覚えのない荷物が届いた？！

自分あてに荷物が届いたが注文した覚えがない、というときは、送りつけ商法かもしれません。でも、調べてみると、家族や知人からの贈り物だったということもよくあります。

〈事例1〉 ネット通販業者から、荷物が送られてきた。注文した覚えがないので、まだ開封していない。

○相談員から開封するよう促したところ、中身は「栄養補助飲料」でした。数日前他県に住む娘に「風邪を引いて食欲がないときにいい」と勧められた商品だったので、確認してみると娘からの贈り物だったことがわかりました。

〈事例2〉 「母の日ギフト・ブリザーブドフラワー」などと記載された荷物が届いたが、娘からは昨日花が届いたばかり。送り主の名前も書かれていないので送りつけ商法ではないか。

○相談員が業者に確認したところ、業者からは「送り主」の個人情報の開示できないとのことで、業者から「送り主」に連絡してもらいました。その後、「送り主」は息子の妻でしたと、相談者から報告がありました。

【アドバイス】

- 身に覚えがない品物でも代金引換でなければ、一旦受け取り、中身を確認してみましょう。開封することをためらう方がいますが、送りつけ商法だった場合も、外装を開けても問題はありませぬ。請求書等が入っているか確認しましょう。
- ネット通販で購入した品物は、送り状には業者名しか書かれておらず、「送り主」が記載されていないこともあり、「送り主」もそれに気づいていないこともあります。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録してなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：**097-536-5000**

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 “アイネス消費者ウィーク2015” を開催します！
- 2 「サクラサイト商法」にご注意！

■ “アイネス消費者ウィーク2015” を開催します！

アイネスでは、5月の消費者月間にちなみ、県民の皆様に、消費者問題への関心や理解を深めていただくために、「アイネス消費者ウィーク2015」を開催します。

開催期間中は講演会、暮らしに役立つ講座やワークショップなどが行われます。この機会に消費生活について、みんなで楽しく学んでみませんか？参加はすべて無料です。（事前に申し込みが必要なものもあります。）

イベントの参加者全員に、アイネスオリジナルエコバッグをプレゼントします。家族や知り合いの方などお誘い合わせの上、ぜひお出かけください。

- ・ テーマ 「みんなでつくろう！消費者が主役の社会！！」
- ・ 期間 平成27年5月26日（火）～30日（土）
- ・ 場所 大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》

詳しくは…<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/shouhi2015.html>

主な開催行事

【アイネス消費生活寄席】 【要事前申込】

★ 落語「振り込め詐欺をやっつけろ！」他2題

日時：5月26日（火）13時30分～15時30分

出演：落語立川流 たてかわ ひらりん 立川 平林 氏

※ 講演前に、アイネス 村上美佳子消費生活相談員より「消費者トラブルへの対処法について」のワンポイント講座を行います。

【講演会】 【要事前申込】

★ 「これからの人生を考える」～相続とエンディングノートの書き方～

日時：5月27日（水）13時30分～15時00分

講師：金融広報アドバイザー 神鳥 慶子 氏

【ワークショップ】〔★は要事前申込・■は事前申込不要〕

- 「**あなただけの貯金箱を作ってみよう!**」
日時：5月27日(水) 10時～16時 ☆お好きな時間に参加できます。
講師：大分県金融広報委員会
 - 「**住まいの照明と家具**」～省エネルギーについて～
日時：5月27日(水) 10時00分～12時00分
講師：TTR環境デザイン
 - 「**お薬手帳の活用法と添付文書・外箱の読み方**」
日時：5月28日(木) 10時30分～12時00分
講師：NPO法人 おくすり研究会
 - ★ 「**わが家の防災!**」・・・**備えていますか、いざという時のために**
日時：5月28日(木) 13時30分～15時30分
講師：生活協同組合コープおおいた
 - 「**食品ロス削減**」～**できることから始めよう**～
日時：5月29日(金) 10時00分～12時00分
講師：大分県生活学校運動推進協議会
 - 「**あなたのお金の使い方は大丈夫?**」
日時：5月29日(金) 13時00分～15時00分
講師：グリーンコープ生活協同組合おおいた
 - 「**発酵食品「甘酒」の効用と利用法**」
日時：5月29日(金) 13時00分～15時00分
講師：ひびき会
 - 「**ご存じですか?成年後見制度と市民後見人**」
日時：5月30日(土) 10時30分～12時30分
講師：NPO法人 市民後見ささえあい
 - 「**寸劇で学ぼう!詐欺被害防止**」
日時：5月30日(土) 11時00分～12時00分
講師：ダマース商会
- 期間中ウィークご参加の方のために、**無料託児サービス**を行います。
※ 対象：1歳以上就学前のお子様(人数に限りあり)
… 利用を希望される方は、利用日の5日前までにアイネスへお申し込みください。

■ 「サクラサイト商法」にご注意！

サイト業者に雇われた”サクラ”が異性、芸能人、社長、弁護士などになりすまして消費者をサイトへ誘導し、メール交換などの有料サービスを利用させ、そのたびに料金を請求する手口を「サクラサイト商法」と言います。

〈事例1〉異性とアドレス交換するため、スマホの出会い系サイトに登録した。ところが相手から届くメールが文字化けし、まずはその解除手数料を、続いて「メールの送信ミスがあった」と修正料を請求された。結局、アドレスは交換できず、10日間で20万円以上を支払った。

〈事例2〉携帯で副業サイトを検索すると、「相談に乗ってくれたらお金をあげる」というものがあった。無料でメールのやりとりを始めたが、途中で3万円を請求された。不審に思い「やめたい」と送信したら、登録料2万円を請求してきた。

〈事例3〉「金銭支援をする」とパソコンにメールが届いたので、出会い系サイトに登録した。相手とのやりとりに5万円分のポイントを購入し、電子マネーで決済したのにいつまでたってもお金をもらえない。

【アドバイス】

サイト利用のきっかけとなる知らない人からのメールには、絶対に返信しないようにしましょう。特に「お金をあげる」「タレントなどの著名人と会える」といった本当かどうか分からないものには注意しましょう。

サイトへの登録や一定期間の利用が無料であっても、途中から有料となるサイトが多いようです。その時点で、内容や相手が本当か確認できない場合は、メールのやりとりはやめましょう。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：**097-536-5000**

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → **iness.csm@pref.oita.jp** （メルマガ専用アドレス）

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 平成26年度消費生活相談の概要
- 2 「プリカ詐欺」にご注意！

■ 平成26年度消費生活相談の概要

平成26年度にアイネス及び県内の市町村消費生活センター等が受け付けた消費生活相談は、8,144件（アイネス：3,563件、市町村：4,581件）で、前年度に比べて215件、率では2.6%減少しました。そのうちアイネスに寄せられた苦情相談は、3,362件で、最も多いのは、インターネットを通じての情報提供サービス〈デジタルコンテンツ〉に関する相談でした。年代では70歳以上の高齢者が最も多くなっています。

商品・サービス別の苦情相談の内容〈アイネス受付〉

【第1位】 デジタルコンテンツ（614件）

（インターネットを通じての情報提供サービス）

〈事例〉 スマホの無料アダルト動画サイトで、年齢確認画面をクリックしたら登録になり、98,000円請求された。どうしたらよいか。

【アドバイス】

画面にわかりやすい有料表示や、確認、訂正画面がなかったなら支払う必要はありません。請求は無視しましょう。

【第2位】 商品一般（162件）

（商品、サービスが特定できないもの）

〈事例〉 ハガキが届き、未納料金があるので連絡するよう書かれている。連絡しないと裁判されるような内容だが、身に覚えがない。気になって電話をするが繋がらない。

【アドバイス】

架空請求のハガキです。身に覚えがなければ無視しましょう。電話をしているので後刻折り返しの電話があるかもしれませんが、取り合わずに電話を切りましょう。

【第3位】 借家・アパート（145件）

〈事例〉 7年間住んだ賃貸アパートを退去する。畳の交換代金を請求された。支払わなければならないのか。

【アドバイス】

国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を公表していますが、

そこでは経年劣化であれば貸主の負担とされています。参考にして、貸主と話し合ってみてください。

《参考》http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_00021.html

契約当事者の年代別苦情相談件数〈アイネス受付〉

【第1位】70歳代以上（726件）・・・①健康食品 ②デジタルコンテンツ

【第2位】60歳代（529件）・・・①デジタルコンテンツ ②商品一般

【第3位】50歳代（426件）・・・①デジタルコンテンツ ②サラ金・ヤミ金

「消費生活相談の概要」についてはアイネスのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi/list20593-22073.html>

■ 「プリカ詐欺」にご注意！

プリカ詐欺とは・・・

プリペイドカードを不正に取得しようとする「詐欺業者」の手口です。

サーバ型プリペイドカード

プリペイドカードの価値がカード自体に記録されている商品券や磁気カード、ICカードと違って、サーバ型と呼ばれるプリペイドカードはその価値がプリペイドカード発行会社の管理するサーバに記録されています。物理的なカードが手元になくても、カードに記載された番号等をインターネット上で入力して使用できるものです。

〈事例〉携帯電話で無料サイトを検索中にアダルトサイトに登録され、15万円請求された。サイトの解約ボタンを押したら、解約できないと返信が届き、電話で解約を申し出た。業者は、大手ネット通販業者のギフト用の電子マネー（プリカ）をコンビニで購入し、カードの番号を写メで送るようと言う。3日以内にしなければ30万円請求すると言うので、不安になってネットで調べた無料相談窓口で電話すると、「解決できるが料金は6万円」とのことだ。どうしたらよいだろうか。

【アドバイス】

- ①アダルトサイトについては、わかりやすい有料表示や確認・訂正画面がなかったようなので支払う必要はありません。
- ②他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号等を伝えたりすることは絶対にしないようにしましょう。
- ③この事例の場合は、ネットで調べた相談窓口は「興信所」だと思われます。信用でき

るかどうかは消費生活センターではわかりませんが、「興信所」は調査会社であり、業者と交渉することはできません。また、サイトへは支払う必要はないので、無視して様子を見ましょう。何かあったら再度消費生活センターへ連絡してください。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：0570-064-370** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 個人情報の削除を持ちかける詐欺にご注意！
- 2 新聞の勧誘トラブル

■ 個人情報の削除を持ちかける詐欺にご注意！

消費生活センターや国民生活センターなどの公的機関をかたって、「あなたの個人情報が漏れているので、削除してあげる」などと電話をかけてきて、最終的にはお金をだまし取る詐欺の手口があります。複数の人物が役回りを分担して消費者をだまそうとする「劇場型勧誘」も多くみられます。このような電話がかかったら、相手にせず、電話を切りましょう。

〈事例〉消費生活センターのXと名乗る人物から「あなたの個人情報が3社に漏れているので、削除します。」と電話があったので、依頼した。しばらくして、「2社は削除できたが、A社の分が消せない。A社のあなたの登録番号は××××××だ。あなたの情報を削除する代わりに別の人を載せなければならない。代わりの人を見つけます。」と言われた。その後「〇〇さんという人が代わってくれるので、〇〇さんから電話がある。」と連絡があった。まもなく〇〇から電話があり、私の登録番号××××××を伝えた。その後はA社の偉い人や複数の人物から電話があり色々話したが、私の通帳の番号を聞かれたので、「お金はない。」と答えた。その後、消費生活センターのXから再度連絡が入り、「あなたの登録番号を〇〇さんに漏らしたことが罪になる。警察に捕まる。」と脅された。怖くなり電話した。どうしたらよいか。消費生活センターにはXという人はいるのか。

【アドバイス】

Xという人物はいません。このままやりとりを続けると、お金を請求されたりする可能性があります。今度相手から電話がかかったら、無視するか毅然とした態度で断りましょう。

「個人情報を削除する」などと、国民生活センター、消費生活センター等公的機関から消費者へ電話やメールで連絡することは絶対にありません。

■ 新聞の勧誘に関するトラブル

アイネスに寄せられる相談で、減らない相談内容のひとつが、新聞の勧誘に関する相談です。なかでも、何年も先からの購読契約に関するトラブルが目立ちます。

〈事例〉 3年前に当時88歳だった祖母が亡くなってから、夫婦で祖母の家に住んでいる。先日祖母が契約した5年後の新聞購読契約書が見つかったので、販売店に祖母は亡くなったと伝えた。販売店からはしばらく連絡はなかったが、昨日突然訪問してきて「契約者からは万が一のことがあっても孫がいるから大丈夫だと聞いている。景品で3千円の商品券とビールを渡しているので、契約期間の1年間は取ってほしい。」と言われた。

【アドバイス】

日本新聞協会と新聞公正取引協議会は、新聞の中途解約に関する指針として、「新聞購読契約に関するガイドライン」を策定しています。その中で、解約に応じるべき場合として、契約者が亡くなったとき、とされています。また景品代を請求するのモルル違反だと思われます。契約に応じる必要はないでしょう。

【トラブルに遭わないために】

○高額な景品につられた契約は避けましょう。

消費者が解約を希望すると、景品の代金を払うか、代わりに商品を買って返すよう求められた事例もあります。新聞の契約時、販売店が消費者に提供できる景品類の額は景品表示法の告示で一定額以下に定められています。新聞の無料提供や値引きも禁じられています。

○クーリング・オフを

訪問販売で新聞を契約した場合、書面を受け取った日を含め、8日間は無条件で契約を解除できます。

○数年先の長期契約は慎重に

販売店が、消費者が現在購読中の他紙の契約との重複を避けるため、数年先から始まる契約を勧めることがあります。契約期間が長期になると、経済的な理由や、特に高齢者では健康上の理由から購読が困難になることがあります。クーリング・オフ期間が過ぎると簡単に解約できません。何年も先の長期の契約は避けるほうが無難でしょう。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 子どもがゲームでカード決済
- 2 給湯器に貼ってあるシールは・・・

■ 子どもがゲームでカード決済

「クレジットカード会社から身に覚えのない請求がきた。調べてみると、子どもがインターネット上でゲーム料金をカード決済していた」という事例について紹介します。

〈事例1〉4歳の息子が親の携帯電話でオンラインゲームをし、料金5万円をクレジットカードで決済していた。親がそのゲームサイトを利用し、カード決済したことがあるので、カード番号を入力しなくても簡単にできたようだ。カード会社からは、ゲーム会社と交渉するように言われている。

〈事例2〉小学5年生と中学1年生の子どもが、親のスマートフォンでオンラインゲームを利用し23万円分の有料アイテムを購入していたことが分かった。未成年者という理由で取り消したい。

《アドバイス》ネット上のクレジットカード決済は、一度カード番号を入力すると登録され、その後は簡単な認証のみで利用できます。カード所有者には管理責任があります。親のクレジットカードを持ち出して入力した事例もあり、注意が必要です。利用したサイトのゲーム会社と話し合うこととなりますが、未成年者であることを理由に取り消しを求めるのは簡単ではないでしょう。最近、幼児もオンラインゲームを楽しんでいます。親は、子どもが利用しているゲーム機やゲームの仕組みをよく確認し、使い方について子どもと話し合みましょう。「クレジットカードは現金で買い物をするのと同じ」ということもしっかり伝えましょう。

■ 給湯器に貼ってあるシールは・・・

給湯器が故障して修理を依頼する際は、悪質な業者に注意してください。

〈事例〉給湯器に貼ってあったシールを見て電話し、修理を依頼した。メーカーとは別の業者が来て「確認するから」と基盤を持ち帰った。数日後「基盤が壊れていて修理ができない。

新品を購入した方がよい」と言われた。60万円と高額だったので断り、基盤を返してもらった。後で地元の電器店で見てもらうと「わざと壊した形跡がある」と言われた。

《アドバイス》ご自宅の給湯器にシールが貼ってあったら確認してみてください。悪質な業者が「給湯器にシールを貼らせてください」と訪問した際に、貼るだけならと簡単に了承してしまっていたり、留守中に業者が勝手にシールを貼っていることがあります。業者に連絡させるためです。修理を依頼するときは、まずは購入した業者かメーカーに連絡しましょう。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 不要な物を買取る「訪問購入」の狙いは・・・
- 2 高額なふとんの「訪問販売」にご注意

■ 不要な物を買取る「訪問購入」の狙いは・・・

業者が一般消費者の自宅などを訪問して不要な物を買取る「訪問購入」に関する相談が寄せられています。

〈事例1〉業者から「古い洋服など何でも買います。訪問します」と電話があり、依頼した。しかし、こちらが見せる不要な服には興味を示さず、貴金属を売るよう求めてきた。断れず、純金のネックレスを1万円で売ってしまった。宝石店を営む知人に相場は5万円くらいと言われた。

〈事例2〉「不要な家電を引き取る」と電話があり、使っていない冷蔵庫があったので了承した。ところが家に来た業者は「冷蔵庫は引き取り予定数に達したので買取れない。貴金属やアクセサリーはないか」と言う。断ると、「一緒に探してあげる」と言って強引に家へ上がろうとした。ちょうど帰宅した家族が対応し、帰ってもらった。

《アドバイス》古着や靴、家電製品などを買取ると言っても、実際は貴金属が目的だったという事例が少なくありません。訪問購入にもクーリングオフが適用されますが、貴金属を一度業者に引き渡してしまうとなかなか返してもらえないといったトラブルも発生しています。売りにくい場合は、きっぱりと断りましょう。

■ 高額なふとんの「訪問販売」にご注意

高齢者の自宅に高額なふとんを販売する業者について、事例を紹介します。

〈事例〉隣の市に住む母は独り暮らし。最近では判断力が落ちかけているので、定期的に様子を見に行っている。普段から気をつけているが、今回たくさんのふとんの領収書が見つかった。3年前20万円くらいのふとんを購入し、以後打ち直し等を、数万円で契約していた。これまでの総額は100万円以上になる。一番最近では1ヶ月前のことだ。母に聞くとはつきりとは覚えていないようで、「押し売りが来た。買わないと帰らないので買ってしまった。」

等と言う。ふとんは使用していて、母は返したいとは言わないが、悪質な業者だと思うので解約したい。

《アドバイス》このように、訪問販売で高額なふとんを購入する事例は、高齢で判断能力の落ちかけた方が当事者というケースが多いようです。クーリングオフ期間が過ぎていても、強引な勧誘などを理由に、業者との話し合いで解約できる場合もありますが、その場合はまずは本人から事情を聞くこととなります。離れて暮らす独り暮らしの高齢者には、家族の見守りが大切です。本人の意思を確認しながら、家族でよく話し合しましょう。自宅に不審な契約書、請求書などの書面や、新品のふとんなど、同じような商品が大量にないかなど、家の様子を見てあげましょう。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録してなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：**097-536-5000**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 訪問販売による住宅リフォーム工事はよく考えてから
- 2 公的機関から「還付金があります」という電話？！

■ 訪問販売による住宅リフォーム工事はよく考えてから

訪問販売による屋根・壁・外装などの住宅リフォーム工事に関する相談が、高齢者から多く寄せられています。

〈事例〉男性2人組が訪問してきた。「屋根の瓦がずれている。先日の台風が原因でしょう」と言うので修理を依頼した。工事が終わって50万円を支払うと、「屋根裏も傷んでいる。このままでは腐ってしまう」と言われ、再び依頼。詳細が分からないまま工事が終わり、90万円を支払った。次は「屋根裏の換気扇が壊れている。放置すると火事になる。床下換気扇と併せて新しいものと交換しましょう」と言われ、工事は始まっていないが先払い金として100万円を支払った。残り60万円の集金に来ると言うが、もうお金がないので断りたい。

《アドバイス》事例では、契約書が交付されていたのは一つの契約だけで、クーリングオフについての記載もありませんでした。また契約書が交付されていなければ、クーリングオフの期間が始まりません。契約後8日以上たっていましたが、消費生活センターから業者に連絡してクーリングオフができました。

悪質な業者の場合、お金を払った後で連絡が取れなくなることもあります。業者にせかされても、本当に必要な工事か、家族などに相談し、できれば複数の業者から見積もりを取りましょう。

■ 公的機関から「還付金があります」という電話？！

医療費などの「還付金詐欺」に関する情報提供が寄せられています。

〈事例〉県庁職員を名乗り、医療費の還付が42,053円あるとの電話があった。その通知を送ったが届いたかと聞かれ、届いていないと思うと答えると、私からの連絡がないので電話をかけたと言われた。途中まで相手の話を信用していたが、「キャッシュカードを持っていないのか」と威圧的な言い方をされて不審に思った。電話を切って県庁に確認すると、消費生活センターに相談するよう勧められた

《アドバイス》これは、電話で県庁や市役所、税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金の還付金があると言って、キャッシュカードを持ってATMに行くよう指示され、還付金を受け取るつもりが相手に送金させられてしまうという、還付金詐欺の事例です。還付金がATMで支払われることは絶対にありません。「お金が返ってくるので、携帯電話を持ってATMに行くように」と言われたら、還付金詐欺です。すぐに警察やお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：**097-536-5000**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 出会い系サイトでメール交換・・・高額なポイント料金を支払う
- 2 「メール」だけではない、架空請求の「電話」

■ 出会い系サイトでメール交換・・・高額なポイント料金を支払う

出会い系サイトでメールのやりとりを続け、高額なポイント料を支払ったという事例を紹介します。

〈事例1〉携帯電話の間違いメールに返信したことからやりとりが始まり、相手から芸能人だと打ち明けられた。メールのやりとりにはポイントの購入が必要だったが、「かかった費用は全額返金する。5千万円出すので一生付き合ってほしい」と言われ、120万円分ポイントを購入した。しかし3ヶ月後、突然連絡が取れなくなった。芸能人事務所に問い合わせたところ、本人ではないとわかった。

〈事例2〉スマートフォンの無料通話アプリを利用しているが、急に知らない異性からメッセージが届いた。数回やりとりした後、「メールアドレスの交換をしたい。そのためにはサイトに入会する必要がある」と言われた。相手とメールのやりとりをするためにはサイトからポイントを購入する必要があり、クレジットカードで総額8万円決済した。しかしだまされたことに気づきサイトに退会を申し出たが、できないと言われた。

《アドバイス》インターネットで知り合ったメール交換の相手を簡単に信用しないようにしましょう。出会い系サイトの多くは、メール交換などのサービスを利用するたびに費用が発生する仕組みで、退会手続きをする必要はありません。メール交換を続けることで利用料が高額になり、いったん決済したら取り消すのは困難です。トラブルに遭ったと感じたらすぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口にご相談してください。

■ 「メール」だけではない、架空請求の「電話」

「アダルトサイトの未納料金がある」などと身に覚えのない請求（架空請求）が、電子メールが届いた、という相談は多くあります。最近では、架空請求の「電話」がかかった、という相談が寄せられています。

〈事例1〉携帯電話の着信に残っていた番号に折り返し電話をすると、何かの料金が未納なので90万円支払うよう、アナウンスが流れた。番号を選択しプッシュするようアナウンスが続き、「1」は内容の確認、身に覚えがない場合は「2」を押すよう言われたので、「2」を押した。すると電話を担当者にお繋ぎしますと言って音楽が流れ始めたが、その後繋がらないので途中で電話を切った。

〈事例2〉携帯電話に知らない電話番号から着信が2回あったので、気になってかけ直すと、「アダルトサイトの未納料金がある。払わないと法的手段を取る。料金を確認するには1番を、・・・」とアナウンスが流れ始めたが、操作方法がよく分からないので電話を切った。有料サイトを利用したことはない。

《アドバイス》ハガキ、電子メールによるものと同様に、架空請求と思われます。身に覚えがなければ取り合わず様子を見ましょう。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：**097-536-5000**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → **iness.csm@pref.oita.jp** （メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 公的機関を名乗った詐欺被害
- 2 換気扇やエアコンの掃除を依頼したのに、高額な商品を勧められ・・・

■ 公的機関を名乗った詐欺被害

「あなたの個人情報が出ていますので削除してあげます」と電話をかけてきて、最終的にはお金をだまし取られる詐欺被害が発生しています。

〈事例〉公的機関を名乗って「あなたの個人情報が3社に漏れている。2社は削除できたが1社はできなかった。削除するには他の人の情報を提供する必要がありますが、誰かいるか」と言うので誰もいないと答えると、「また電話する」と言った。しばらくして「他県の方が代わりにしてくれるので、その人にお礼を言うように」と言われ、電話をかけた。その人は「身代わりになる代わりにあなたの名義を貸してほしい。ボランティア団体に寄付するためだ」と言った。その後、複数の知らない人から電話がかかり「名義貸しは法律違反だが、裁判所に一定額を払えば罪に問われない。すぐに100万円を〇〇あてに宅配便で送るように」と言われ怖くなって送ってしまった。

《アドバイス》公的機関がこのような電話をかけることはありません。慌てず相手にしないですぐに電話を切りましょう。お金を払う前に、最寄りの市町村や県の消費生活相談窓口にご相談してください。

■ 換気扇やエアコンの掃除を依頼したのに、高額な商品を勧められ・・・

年末の掃除を業者に依頼したところ、高額な掃除用品を勧められた、という事例です。年末年始はクーリングオフ期間にも気をつけてください。

〈事例〉「千円で換気扇の掃除をします」と電話があったので依頼した。業者が訪問し、スチームクリーナーで掃除をしてくれた。その際「換気扇掃除は1万5千円だが、今回お客様により商品を見せたい。展示品なので安く提供できる」と、スチームクリーナーを勧められた。30万円と高額だったが、月々5,000円の支払いなら払えると思って契約してしまった。しかし、払えそうにない。解約したい。

《アドバイス》12月23日の契約で、相談があったのは1月4日だったので、クーリングオフ期間は過ぎていました。年末年始でも関係なくクーリングオフ期間は8日間です。（いつでも開いている郵便局もあります。）本当に必要なものかどうか、また支払えるかどうか、よく考えてから購入しましょう。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：**097-536-5000**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

『無料』の勧誘は要注意！！

- ・「エステ」
- ・「浄水器」
- ・「無料点検」
- ・「スマホのゲームアイテム」
- ・「出会い系サイト」

「無料モニター募集中！」「キャンペーン期間中につき、今なら無料！」などと誘い、最終的には有料の契約に結びつけるといった「無料商法」による事例を紹介します。

〈「エステ」の事例〉

I 友人に誘われ無料エステ体験に行き、2回目も無料と言うので再び友人と行った。その際強引に勧誘され15万円の化粧品セットを購入した。後日、社長から誘われた食事会の席で、「あなたならオーナーで成功できる」と開業を勧められ、その場で開業する代理店契約をした。オーナーになるための資金として250万円必要だったので、借金をして開業したがうまくいかず、契約をやめたい。借金の返済にも困っている。

II チラシの無料クーポンで耳つぼダイエットを体験した。店員から「もっと痩せた方がきれいになる」と勧められ、1ヶ月コース12万円の契約をした。

《アドバイス》

安易に「無料」の勧誘にのらないようにしましょう。「無料」の勧誘は、「高額な契約」への入り口かもしれません。「無料」の内容、範囲、有料の契約を結ぶという条件が付いているのかいないのかなどを提供を受ける前に確認したほうがよいでしょう。また、有料の契約は必要なければきっぱりと断りましょう。しつこい勧誘などで困った時は、すぐに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

〈「浄水器」の事例〉

3日前電話で「ウォーターサーバーのレンタルと水の定期購入をお勧めしている。レンタルは無料で、水は毎月3千円で2本届く」と業者から勧誘があり、話を聞いていたら良いような気がして了承したが、よく考えると不要だと思い解約したくなった

〈「無料点検」の事例〉

水回りの無料点検の広告を見て、トイレの点検を依頼した。その際修理が必要だと言われたが、あまりに高額なので驚いた。本当に必要な工事かどうかわからないので、依頼すべきか迷っている。

《アドバイス》

電話勧誘、訪問販売の場合（「浄水器」の事例）は、契約書面を受け取って8日以内であればクーリングオフができますが、店舗で購入したとき、自分から業者を呼んでサービスを依頼したときには、クーリングオフは適用されません。本当に必要なものかどうかよく考えてから契約しましょう。修理、工事などは、事前に複数の業者から見積もりを取ることをお勧めします。

〈「スマホのゲームアイテム」の事例〉

ゲームアイテムが無料でもらえるというサイトに登録した。ところが実際はゲームのイベントに参加できる権利が得られただけで、アイテムはもらえなかった。解約しようとしたが、なかなかできない。登録後1ヶ月の無料期間は過ぎてしまい、2ヶ月利用分として3万円を請求されている。

〈「出会い系サイト」の事例〉

無料の出会い系サイトで知り合った人から「このサイトの会員をやめることになった。別のサイトに登録してやりとりしましょう」と言われた。そのサイトに登録し、最初は無料でやりとりしていたが、相手の連絡先を知るにはポイントの購入が必要と言われた。また文字化け解除等のために、これまで200万円分のポイントを購入したが、相手の連絡先を知ることができない。

《アドバイス》

オンラインゲームや出会い系サイトなどを利用する場合は、何が無料なのか、いつまで無料なのかといった条件を確認する必要があります。「無料」と表示されていても、むやみに登録せず、利用規約等に必ず目を通し、費用や内容等を確認しましょう。不審な点や不安を感じたら、消費生活相談窓口に相談してください。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：**097-536-5000**

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 賃貸住宅の退去時のトラブル
- 2 通信販売サイトは購入条件や返品ルールを確認

■ 賃貸住宅の退去時のトラブル

これから春先にかけて、転勤などで賃貸住宅を退去する人がたくさんいます。退去時の原状回復費用や敷金の精算をめぐるトラブルについて紹介します。

〈事例〉1年間済んだ賃貸アパートを退去。入居の際、敷金12万円を不動産業者に渡したが、1年間しか住んでいないのに、2万円しか返金されなかった。メンテナンス代、畳張替の他にクロス償却代も差し引かれている。普通に使用していただけなので、もっと敷金を返してもらいたい。

《アドバイス》賃貸借契約が終了すると、借主には借りていた部屋を原状回復する義務があります。借主の不注意等による汚損や毀損は修復することや、設置した棚やエアコン等は撤去することなどは、借主の義務です。原状回復の考え方については、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を公表しています。貸主との交渉の際、参考になります。

- ①経年劣化や通常の使用により生ずる損耗は借主が負担する義務はない。
- ②借主に負担義務がある場合の内装や設備等の補修費用は、経過年数が多いほど借主の負担割合は減少する。
- ③毀損部分の補修工事は、クロスは1平方メートル単位、畳は1枚単位など、最低限可能な施行単位が借主の負担対象範囲となる。

という考え方を示しています。ガイドラインを基に双方で話し合い、それでも合意しない場合は少額訴訟などを検討しましょう。

■ 通信販売サイトは購入条件や返品ルールを確認

「通信販売のサイトで500円のサプリメントを購入したら定期購入になっていた」という相談が最近多く寄せられています。そのほとんどが高校生など若い世代です。

〈事例〉高校生の娘が「通販のサイトで、ダイエットとバストアップに効果がある500円

のサプリメントを購入したい」と言うので、500円ならと承諾した。娘が注文して商品が届き、支払った。2週間後、同じサプリメントが再び届き、6千円だったので業者に問い合わせると「4回の定期購入です。2回目以降は6千円で、中途解約はできません」と言われた。

《アドバイス》業者のサイトを見ると、初回の価格（500円）や「必ず効果がある」などの記載が延々と続き、最後の方に「継続購入である」と非常に分かりにくく記載されていました。契約したのが未成年者という理由で取り消しを申し入れましたが、『『未成年者の注文は親の承認を得ているとみなす』と記載している』などと言って聞き入れません。未成年者を狙った悪質な業者と思われます。通信販売の場合はクーリングオフも適用されず、業者の返品ルールが記載されていればそれに従うことになります。スマートフォンなどの小さな画面では見づらいかもかもしれませんが、「特別価格」「無料」などの言葉に惑わされず、購入条件や返品ルールをしっかりと確認しましょう。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

• 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

• 相談電話：**097-536-5000**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → **iness.csm@pref.oita.jp** （メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 電力の小売全面自由化 ～便乗商法に注意～
- 2 資格商法

■ 電力の小売全面自由化 ～便乗商法に注意～

平成28年4月1日から、電力の小売全面自由化が始まります。これまで、電力の契約は地域ごとの事業者との契約でしたが、自由化により複数の様々な事業者の中から消費者が契約先を選択することが可能になります。便乗した悪質な業者からの勧誘には注意してください。

〈ポイント1〉 小売り電気事業者は登録制になっています。勧誘してきた事業者が登録されているか、また、自分の居住地域が当該事業者の供給地域になっているかを確認しましょう。登録事業者は、経済産業省の電力小売全面自由化専用ダイヤル《0570-028-555》に問い合わせると確認できます。

〈ポイント2〉 「料金が安くなる」と勧誘された場合は、どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービス契約とのセット料金や値引きになっているのか、また契約期間や解約時の違約金等についてもよく確認しましょう。

〈ポイント3〉 訪問販売、電話勧誘販売で勧められて申込をした場合、契約書面受領後8日以内であればクーリングオフできます。

■ 資格商法

資格商法とは、「就職に有利」などと言い、資格取得のための高額な教材を買わせる商法のことを言います。

〈事例〉 8年前に介護士資格取得のため教材を購入し、代金は一括で支払ったが、添削等は受けず資格も取得しなかった。5年後、業者から、「資格を取っていないようだが、続けるか終わらせるか」と電話があり、終了したいと申し出ると、「終了するためには法律関係の教材を購入する必要がある」と言われた。仕方なく支払ったが、しばらくして、「終了手続きは完了していない、新たに法律に関する講座を始めたことになっている」と電話があり、

他の教材を購入することで終了すると言われた。その後も色々な教材の勧誘があり、購入しなければ終わらないと思ったので、これまで150万円以上支払った。困っていたところ、「あなたの名簿が出回っている。勧誘をやめさせ、これまで支払った金額も取り戻すことができる」と業者から電話があり、信用して80万円支払い契約をした。しかしその後も勧誘が続き
お金も戻ってこない。

《アドバイス》一度契約すると「名簿」を利用して、既に契約が完了しているにもかかわらず、以前の契約が継続中であると騙して次々と別の契約をさせる悪質商法です。しつこい勧誘はきっぱりと断り、おかしいと思ったらすぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

• 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp